様式第３ （表面） ［略］ １・２　［略］ ３　規則第11条第１項第１号又は第２号及び第３号に該当すること（申請者が第11条第１項第１号又は第２号及び第３号に該当することを証する場合に記載する。） (1)～(6)　［略］ （裏面） 注意事項 １～７　［略］ （備考）　［略］	様式第３ （表面） ［略］ １・２　［略］ ３　規則第11条第１項各号のいずれかに該当すること（申請者が第11条第１項各号のいずれかに該当することを証する場合に記載する。） (1)～(6)　［略］ （裏面） 注意事項 １～７　［略］ （備考）　［略］	６　中小企業等経営強化法施行規則第11条第１項第１号又は第２号及び第３号に該当すること （備考）　［略］ （記載要領） ［略］ １・２　［略］ ４　［略］ ６　中小企業等経営強化法施行規則第11条第１項第１号又は第２号及び第３号に該当すること ［略］	６　中小企業等経営強化法施行規則第11条第１項各号のいずれかに該当すること （備考）　［略］ （記載要領） ［略］ １・２　［略］ ４　［略］ ６　中小企業等経営強化法施行規則第11条第１項各号のいずれかに該当すること ［略］
様式第10 ［略］ １～５　［略］	様式第10 ［略］ １～５　［略］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○経済産業省令第二十七号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十二条第一項並びにガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第五十三条第一項及び第七十九条第一項の規定に基づき、電気事業託送供給等収支計算規則及びガス事業託送供給収支計算規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

経済産業大臣　梶山　弘志

電気事業託送供給等収支計算規則及びガス事業託送供給収支計算規則の一部を改正する省令

（電気事業託送供給等収支計算規則の一部改正）

第一条　電気事業託送供給等収支計算規則（平成十八年経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の点線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の点線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第１（第２条関係） 事業者に係る託送供給等収支配分基準 １．～７．　［略］ ８．６．の規定により作成された送配電部門収支計算書を基に、様式第１第５表により超過利潤計算書を作成すること。ただし、特別損益については、６．の規定により整理された特別利益から６．の規定により整理された特別損失（災害に伴う特別損失を除く。）を控除した額とすること。 ９．～14.　［略］	**別表第１**（第２条関係） 事業者に係る託送供給等収支配分基準 １．～７．　［略］ ８．６．の規定により作成された送配電部門収支計算書を基に、様式第１第５表により超過利潤計算書を作成すること。 ９．～14.　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

様式第一の第五表を次のように改める。

第５表

超過利潤計算書

年　月　日から
年　月　日まで

（単位　百万円）

項目	金額
税引前送配電部門当期純利益（又は税引前送配電部門当期純損失）(①)	
送配電部門の財務収益（預金利息を除く。）(②)	